

令和 年 月 日

生徒および保護者の皆さまへ

東京都立小松川高等学校長

学校感染症（インフルエンザ等）における経過報告について

日頃より、本校の教育活動への御理解、御協力を深く感謝申し上げます。

さて、学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には、それぞれ出席停止期間が定められております。学校内での感染症拡大を防ぐため、裏面に記載された「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について」に基づき、お子様の罹患状況を踏まえ、疾病により「出席停止」期間が異なります。

医療機関等より、感染の恐れがないと認められ、再登校させる際には、以下の「学校感染症（インフルエンザ等）における経過について」を保護者にご記入いただき御提出ください。

つきましては、御家庭におかれましても、何卒その趣旨を御理解いただき、生徒の健康管理と併せて、御協力よろしくお願いいたします。

----- キリトリ -----

学校感染症（インフルエンザ等）における経過について

東京都立小松川高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_

医療機関から、下記疾患について、令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に、診断を受けました。

このため、下記の期間について欠席させていましたが、裏面に記載された「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について」に基づき、治療等が終了し、感染の恐れがないと医療機関から診断されましたので、御連絡します。

欠席期間：令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日～令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

病名： \_\_\_\_\_

医療機関： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※必要事項をご記入しましたら、切り取り線以下の部分を、クラス担任にご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

|         | 考え方                                                         | 感染症の種類                                                                                                                                                                                                                                                                | 出席停止の期間の基準                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種感染症  | 感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）                                   | エボラ出血熱<br>クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう<br>南米出血熱<br>ペスト<br>マールブルグ病<br>ラッサ熱<br>急性灰白髄炎<br>ジフテリア<br>重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）<br>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）<br>特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） | 治癒するまで<br><br>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。 |
| 第二種感染症  | 空気感染または、飛沫感染する <b>感染症</b> で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）                                                                                                                                                                                                                                               | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで                                                                   |
|         |                                                             | 百日咳                                                                                                                                                                                                                                                                   | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで                                                                  |
|         |                                                             | 麻疹                                                                                                                                                                                                                                                                    | 解熱した後3日を経過するまで                                                                                          |
|         |                                                             | 流行性耳下腺炎                                                                                                                                                                                                                                                               | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで                                                              |
|         |                                                             | 風しん                                                                                                                                                                                                                                                                   | 発しんが消失するまで                                                                                              |
|         |                                                             | 水痘                                                                                                                                                                                                                                                                    | 全ての発しんがかさぶたになるまで                                                                                        |
|         |                                                             | 咽頭結膜熱                                                                                                                                                                                                                                                                 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                                                                     |
|         |                                                             | 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）                                                                                                                                                             | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで                                                                        |
| 第三種感染症  | 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの                              | 結核                                                                                                                                                                                                                                                                    | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                       |
|         |                                                             | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                                                                                                                                                              | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                       |
| 第三種感染症  | 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの                              | コレラ<br>細菌性赤痢<br>腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス<br>パラチフス<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎                                                                                                                                                                                                   | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                                       |
| その他の感染症 | 第三種の感染症として扱う場合もあるもの                                         | 溶連菌感染症<br>A型肝炎、B型肝炎<br>手足口病<br>伝染性紅斑<br>ヘルパンギーナ<br>マイコプラズマ感染症<br>感染性胃腸炎<br>など                                                                                                                                                                                         | 学校で通見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をすることができる。                |

関係法令）学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行）

参考文献）「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30（2018）年発行＞」